

営業許可書

指令草保 第 1-1026 号
平成 28 年 3 月 9 日

住所又は主たる事務所の所在地 東京都江東区佐賀 1-1-12

氏名又は名称 株式会社フコックス
鎮目 隆雄 様

埼玉県草加保健所長 田邊 博義



平成 28 年 2 月 17 日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第 5 2 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 営業所の所在地 埼玉県八潮市南後谷 6 3 7
- 営業所の名称、屋号又は商号 株式会社フコックス 八潮ロジセンター

3 許可事項

営業施設符号 75・234・017639

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
菓子製造業	28	5	1	34	7	31	
	[以	下	余	白]	

教 示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。
ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。